

足立区における内部統制基本方針

足立区は、適正な事務執行を推進し、区民からより信頼される区政運営を実現するため、地方自治法第150条第2項に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務に内在するリスクを組織的に把握・管理し、業務の改善に努めるとともに、個々の職員に対する過度な負担や責任の軽減を図ります。

(2) 報告の信頼性の確保

正当な手続きに基づき、情報を適切に管理・保存し、予算・決算等の財務報告及び事業計画、行政評価等の非財務報告の信頼性を組織内外に向け担保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

高い倫理感を持ち、法令やその他の規範を意識して誠実に事務を執行することで、法令等を遵守した適正な業務遂行に努めます。

(4) 資産の保全

区が保有する個人情報等の情報資産を含む資産の取得、使用、処分を適正な手続きと承認の下に行い、資産の保全に努めます。

(5) 生命・安全の確保

生命に関わる事務を確実に運用する業務手順や有効な仕組みを整備し、区民の生命・安全を確保します。

2 内部統制の対象事務

(1) 財務に関する事務

(2) 情報管理に関する事務

(3) 生命・安全の確保に関する事務

3 内部統制の有効性を確保するための取組み

(1) 「ガバナンス推進委員会」の設置

副区長を委員長とし、部長級職員で構成される「ガバナンス推進委員会」を設置し、全庁的な取組みとして内部統制を推進します。

(2) 全庁展開による再発防止

事務処理上の事故・ミスが発生した際に、その原因や再発防止策を全庁展開することで、同様の事故・ミスの再発防止に努めます。

(3) 内部統制の透明性の確保

区は、自ら内部統制の整備・運用状況を評価するだけでなく、監査委員の審査を踏まえて、区議会への報告や区民への公表を行うことで、透明性の高い運用を行います。

令和8年4月

足立区長 近藤 やよい